

滑川市入札心得（予定価格を事前公表しないもの）

（趣旨）

第1条 滑川市が発注する建設工事（予定価格を入札執行前に公表する工事を除く。以下「工事」という。）並びに滑川市が発注する建設工事に関する工事の設計、調査及び測量等の委託業務（以下「委託業務」という。）並びに物品購入の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、滑川市契約に関する規則（昭和50年滑川市規則第16号。以下「契約に関する規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得（以下「心得」という。）の定めるところによるものとする。

（入札等）

第2条 入札参加者は、契約書案、心得、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）並びに指名通知書を熟覧のうえ、入札しなければならない。ただし、設計図書等に疑義があるときは、入札日の2日前までの間において、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、所要の事項を明記し、記名押印し、封かんしたうえ、入札者の氏名及び「入札書在中」と明記して入札箱に投函しなければならない。ただし、電子入札にあっては、その使用するシステムの機能によるものとする。

3 入札者は、競争入札を行う工事について、入札時に入札金額の根拠となる積算内訳書を入札書に同封して提出し、委託業務及び物品購入に係る入札については、滑川市が積算内訳書の提出を入札の要件とした場合に限り同様とする。ただし、電子入札にあっては、その使用するシステムの機能によるものとする。

4 前項により提出された積算内訳書は、当該工事の契約によって生じる権利または義務に影響を及ぼさないものとする。

5 入札者は、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

6 指定した場所及び時刻までに投函又は提出しなかった場合は、棄権したものとする。

7 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずることができる。

8 入札参加者は、代理人の記名押印により入札するときはその委任状を持参させなければならない。

9 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

10 入札参加者以外の入札室への立ち入りは、市長が特別に許可する者を除き、禁止する。

（入札の辞退）

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、その旨を、次の各

号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし、電子入札にあっては、その使用するシステムの機能によるものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、辞退したことを理由として以後の入札の参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

4 指名競争入札を行う場合であって、入札参加者の辞退により、入札執行日において入札参加者が1人となったときは、入札の執行を中止するものとする。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の中止等）

第5条 入札参加者が独禁法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げるおそがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。

（無効の入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金納付証明書の添付のない入札又は当該納付額が不足する入札

(3) 契約に関する規則第23条第1号に規定する入札保証保険契約を締結し、入札保証金の納付が免除された入札について、入札保証保険証券の入札金額を超える入札

(4) 記名押印（電子入札にあっては、記名押印に相当する電磁的記録）のない入札又は入札金額を訂正し、その箇所に押印のない入札

(5) 同一人の同一事項に対する2通以上の入札

(6) 入札者が他の入札者の代理人を兼ねてした入札又は2人以上の入札者の代理を兼ねてした者の入札

(7) 必要な記載事項を確認できない入札

(8) 明らかに独禁法等に抵触すると認められる入札又は入札に際し、不正の行為があっ

たと認められる入札

- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (10) 再度の入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (11) 競争入札を行う工事で、積算内訳書を提出しない者のした入札
- (12) 第9条第2項の規定による調査に協力しなかった者のした入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、心得に定められた入札に関する事項に違反した入札
(開札)

第7条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行うものとする。

(再度入札等)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲以内の価格の入札がないときは、直ちに、再度入札を行う。

- 2 第6条の規定により入札が無効とされた者は、特別な事情があると認められる場合を除き、再度の入札に参加することはできない。

(落札者の決定)

第9条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲以内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項に規定する当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査を要する価格で入札を行った者は、別に定めるところにより行う当該調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、直ちに当該入札をなした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日（滑川市の休日を定める条例（平成元年滑川市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（この項において「休日」という。）を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、請負代金額が500万円未満の場合、5日（休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。

- 2 落札者は、請負代金額が500万円以上の場合、この契約の締結と同時に、契約保証金を納付しなければならない。ただし、有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保

証保険契約の締結を行った場合は、納付を免除する。

- 4 第2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 5 落札者が第1項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 6 落札者が契約を締結するまでの間に、滑川市から入札参加者の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約をしない場合がある。
- 7 委託業務及び物品購入に係る契約の締結については、第1項中「7日」とあるのは「5日」と読み替えて同項の規定を適用するものとし、第2項及び第4項の規定は適用しないものとする。

(異議の申立)

第11条 入札参加者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第12条 工事、委託業務又は物品購入について随意契約を行う場合は、第6条第2号、同条第3号及び第9条の規定を除き、心得に準じて取扱うものとする。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から施行し、同日以降の入札に係る工事から適用する。

附 則 (平成27年滑川市告示第9号)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに指名通知又は入札公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年滑川市告示第65号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。